

金融検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
<p>【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</p> <p>(1) 本マニュアルは、全ての預金等受入金融機関を対象としている。「預金等受入金融機関」とは、次に掲げる金融機関その他の預金等を受け入れる金融機関を指し、保険会社等は含まないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行 ・ 信用金庫及び信用金庫連合会 ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会 ・ 労働金庫及び労働金庫連合会 ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会 ・ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ・ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 ・ 農林中央金庫 ・ 上記の金融機関の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。） ・ 外国銀行の在日支店 <p>なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）の検査を行う際には、兼営法により金融機関が信託業務の兼営を認められた趣旨を踏まえ、銀行業務と信託業務の区分を明確に意識し、銀行業務に関しては本マニュアルに基づき、また、信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）に基づき、検査を実施する必要があることに留意する。</p> <p>また、金融機関とその業務に関して取引する者又は当該金融機関を子会社とする持株会社に対して検査を行う場合も、本マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。</p> <p>ただし、本マニュアルのうち「金融円滑化編チェックリスト」については、</p>	<p>【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</p> <p>(1) 本マニュアルは、全ての預金等受入金融機関を対象としている。「預金等受入金融機関」とは、次に掲げる金融機関その他の預金等を受け入れる金融機関を指し、保険会社等は含まないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行 ・ 信用金庫及び信用金庫連合会 ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会 ・ 労働金庫及び労働金庫連合会 ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会 ・ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ・ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 ・ 農林中央金庫 ・ 上記の金融機関の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。） ・ 外国銀行の在日支店 <p>なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）の検査を行う際には、兼営法により金融機関が信託業務の兼営を認められた趣旨を踏まえ、銀行業務と信託業務の区分を明確に意識し、銀行業務に関しては本マニュアルに基づき、また、信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）に基づき、検査を実施する必要があることに留意する。</p> <p>また、金融機関とその業務に関して取引する者又は当該金融機関を子会社とする持株会社に対して検査を行う場合も、本マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。</p> <p>ただし、本マニュアルのうち「金融円滑化編チェックリスト」については、</p>

上記にかかわらず、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「中小企業金融円滑化法」という。）第2条第1項に規定する金融機関を対象とする。

(2) (略)

(3) 「金融円滑化編チェックリスト」については、検査において金融の円滑化及び中小企業金融円滑化法の実効性確保のために特に留意すべき項目を整理し、着眼点を明確化するために策定したものである。なお、金融の円滑化は、金融機関の重要な役割の一つであることから、同法の期限が到来した後の検査においても、一般的に金融円滑化に資する部分は当該チェックリストが適用される。*

当該チェックリストには、金融円滑化の性質上「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」や「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」等に記載された検証項目と重複する部分がある。

なお、他のチェックリストと同様、当該チェックリストの各チェック項目の水準の達成が金融機関に直ちに義務付けられるものではない。当該チェックリストの適用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。また、金融機関が経営判断で決すべき個別の与信判断の是非には介入しないよう留意する必要がある。

したがって、当該チェックリストのチェック項目に記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

また、当該チェックリストにおける「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」、「金融円滑化マニュアル」は、必ずしも明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な方針等を策定する必要はなく、複数の部門等において定められる複数の方針等において、定められていけばよいことに留意する必要がある。

さらに、当該チェックリストにおける「金融円滑化管理責任者」が信用リス

上記のうち、外国銀行の在日支店を除くものとする。

(2) (略)

(3) 「金融円滑化編チェックリスト」については、検査において金融円滑化について特に留意すべき項目を整理し、着眼点を明確化するために策定したものであり、当該チェックリストには、金融円滑化の性質上「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」や「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」等に記載された検証項目と重複する部分がある。

なお、他のチェックリストと同様、当該チェックリストの各チェック項目の水準の達成が金融機関に直ちに義務付けられるものではない。当該チェックリストの適用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。また、金融機関が経営判断で決すべき個別の与信判断の是非には介入しないよう留意する必要がある。

したがって、当該チェックリストのチェック項目に記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

また、当該チェックリストにおける「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」、「金融円滑化マニュアル」は、必ずしも明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な方針等を策定する必要はなく、複数の部門等において定められる複数の方針等において、定められていけばよいことに留意する必要がある。

さらに、当該チェックリストにおける「金融円滑化管理責任者」が信用リス

<p>ク等他の部門の職員（管理者を含む。）を兼務することがあることに留意する必要がある。</p> <p><u>脚注 1 金融円滑化編チェックリストのうち、I. 1. ②ト.、II. 1. (1)②ル. 及びヲ.、II. 1. (1)③ト.、II. 1. (2)① (ii)、II. 1. (2)④、III. 1. ③及び④、III. 2. ③ (viii) 及び (ix) については、中小企業金融円滑化法の失効に伴い、その効力を失う。ただし、同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するとされた同法4条第1項に規定する申込み、同条第2項に規定する確認及び同条第3項に規定する求め並びに第5条第1項に規定する申込みに係る事案については、法失効の日後もなおその効力を有する。</u></p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>	<p>ク等他の部門の職員（管理者を含む。）を兼務することがあることに留意する必要がある。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>
---	--

金融円滑化編チェックリスト

I. 経営陣による態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つである。金融機関には、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されている。
- 中小企業金融円滑化法においては、金融機関は、中小企業者（同法第4条第1項に規定する「中小企業者」をいう。以下同じ。）に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟にこれを行うよう努めることや、中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況や当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めること等とされたところであり、同法の実効性確保の観点から検査においても金融機関の対応を検証する必要がある。

(新設)

(新設)

金融円滑化編チェックリスト

I. 経営陣による態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つである。金融機関には、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことが強く期待されている。
- また、金融機関においては、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の顧客の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。）や貸付条件の変更等¹に努めることが求められる。
- 特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第64条の規定²の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。
- このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、債務者に対する経営相談・経営指導等を通じて、中小・零細企業等や住宅資金借入者など個々の債務者の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる。

脚注1 「貸付条件の変更等」とは、貸付条件の変更、旧債の借換え、DES（デット・エクイティ・スワップ）その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をいう。

脚注2 株式会社地域経済活性化支援機構法第64条では、「機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化

及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。」とされている。

- ・ 本チェックリストにおいて、「金融円滑化」とは、以下の①から⑥をいい、「金融円滑化管理」とは、金融機関が、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮するという観点から、以下の①から⑥を達成するために必要となる管理をいう。

- ① 中小企業金融円滑化法第6条に規定する必要な措置の確保
 - ② 金融機関が顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保
 - ③ 金融機関が債務者の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保
 - ④ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保
 - ⑤ 顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に実施されることの確保
 - ⑥ その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要であると金融機関において判断した事項が適切になされることの確保
- (略)

1. 方針の策定

- ① (略)
- ② 【金融円滑化管理方針の整備・周知】

取締役会は、金融円滑化管理に関する方針（以下「金融円滑化管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。特に、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。¹ また、取締役会は、信用リスク管理方針や顧客保護等管理方針等が金融円滑化管理方針と整合性を確保するよう配慮しているか。

イ. 金融円滑化管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任

ロ. 新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対する適切な審査（貸付条件の変更等を行った後の資金供給等に関する適切な審査を含む。）が行われるこ

- ・ 本チェックリストにおいて、「金融円滑化」とは、以下の①から⑤をいい、「金融円滑化管理」とは、金融機関が、適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮するという観点から、以下の①から⑤を達成するために必要となる管理をいう。

(削除)

- ① 金融機関が顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保
 - ② 金融機関が債務者の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保
 - ③ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保
 - ④ 顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応が適切に実施されることの確保
 - ⑤ その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要であると金融機関において判断した事項が適切になされることの確保
- (略)

1. 方針の策定

- ① (略)
- ② 【金融円滑化管理方針の整備・周知】

取締役会は、金融円滑化管理に関する方針（以下「金融円滑化管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。特に、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。² また、取締役会は、信用リスク管理方針や顧客保護等管理方針等が金融円滑化管理方針と整合性を確保するよう配慮しているか。

イ. 金融円滑化管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任

ロ. 新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対する適切な審査（貸付条件の変更等を行った後の資金供給等に関する適切な審査を含む。）が行われるこ

<p>との確保</p> <p>ハ. 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みに関する支援の適切性の確保</p> <p>ニ. 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力の向上に関する方針</p> <p>ホ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客説明の適切性・十分性の確保（融資謝絶時の対応の適切性・十分性の確保を含む。）</p> <p>ヘ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応の適切性・十分性の確保</p> <p><u>ト. 中小企業金融円滑化法第6条で定める方針²</u></p> <p>・ <u>中小企業者・住宅資金借入者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対応することの確保</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・ <u>中小企業者から特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第26項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。以下「事業再生ADR手続」という。）の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者（同条第25項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。以下「事業再生ADR解決事業者」という。）より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう努めることの確保</u></p> <p>・ <u>企業再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意の求めに適切に対応することの確保</u></p>	<p>との確保</p> <p>ハ. 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みに関する支援の適切性の確保</p> <p>ニ. 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力の向上に関する方針</p> <p>ホ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客説明の適切性・十分性の確保（融資謝絶時の対応の適切性・十分性の確保を含む。）</p> <p>ヘ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応の適切性・十分性の確保</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ト. 債務者からの貸付条件の変更等の申込み、特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。以下「事業再生ADR手続」という。）の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等⁴、信用保証協会等⁵及び中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図ることの確保</u></p> <p><u>チ. 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ることの確保</u></p> <p><u>リ. 債務者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第24項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。以下「事業再生ADR解決事業者」という。）より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう適切に対応することの確保</u></p> <p><u>ヌ. 地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理若しくは処分をすることの同意の求めに適切に対応することの確保</u></p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力することの確保</u> ・ <u>中小企業者からの貸付条件の変更等の申込み、中小企業者に係る事業再生ADR手続の実施依頼の確認、企業再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会等、中小企業再生支援協議会が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図ることの確保</u> ・ <u>住宅資金借入者からの貸付条件の変更等について、他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図ることの確保</u> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>脚注1 <u>明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な金融円滑化管理方針を策定する必要はなく、金融円滑化管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針等において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていけばよい。</u></p> <p>脚注2 <u>本項目と他の項目を独立して定める必要は必ずしもないことに注意する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ル. <u>上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力することの確保</u> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>フ. <u>その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要であると取締役会において判断した事項が適切になされることの確保</u></p> <p>③ (略)</p> <p>脚注3 <u>明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な金融円滑化管理方針を策定する必要はなく、金融円滑化管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針等において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていけばよい。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>脚注4 <u>株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人住宅金融支援機構をいう (以下、本チェックリストにおいて同じ。)</u></p> <p>脚注5 <u>信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人農林漁業信用基金をいう (以下、本チェックリストにおいて同じ。)</u></p>
---	--

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、金融円滑化管理方針に則り、金融円滑化管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「金融円滑化管理規程」という。）を、金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する責任者（以下「金融円滑化管理責任者」という。）に策定させているか。³ 取締役会等は、金融円滑化管理規程についてリーガル・チェック等を経て、金融円滑化管理方針に合致することを確認した上で承認し、組織内に周知させているか。

②【金融円滑化管理責任者の設置及び権限の付与】

取締役会等は、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程に則り、金融円滑化管理責任者を設置し、その責任及び権限を明確化し適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、金融円滑化管理責任者には、その業務に関し十分な知識及び経験を有する人員を充てているか。⁴

③【信用リスク管理部門及び顧客説明管理責任者等における金融円滑化管理態勢の整備】

(i) (略)

(ii) 取締役会等は、金融円滑化管理責任者を通じ、信用リスク管理部門や顧客説明管理責任者等、営業推進部門等において、金融円滑化管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、信用リスク管理部門や顧客説明管理責任者等、営業推進部門等に金融円滑化に関する担当者を配置し、金融円滑化管理責任者と連携させる等の工夫をしているか。⁵

④【外部委託先に対する金融円滑化の徹底】

取締役会等は、金融円滑化管理責任者を通じ、金融円滑化管理の必要性が存在する外部委託先⁶（以下本チェックリストにおいて単に「外部委託先」という。）において、金融円滑化管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。

⑤ (略)

⑥【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、金融円滑化管理方針に則り、金融円滑化管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「金融円滑化管理規程」という。）を、金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する責任者（以下「金融円滑化管理責任者」という。）に策定させているか。⁶ 取締役会等は、金融円滑化管理規程についてリーガル・チェック等を経て、金融円滑化管理方針に合致することを確認した上で承認し、組織内に周知させているか。

②【金融円滑化管理責任者の設置及び権限の付与】

取締役会等は、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程に則り、金融円滑化管理責任者を設置し、その責任及び権限を明確化し適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、金融円滑化管理責任者には、その業務に関し十分な知識及び経験を有する人員を充てているか。⁷

③【信用リスク管理部門及び顧客説明管理責任者等における金融円滑化管理態勢の整備】

(i) (略)

(ii) 取締役会等は、金融円滑化管理責任者を通じ、信用リスク管理部門や顧客説明管理責任者等、営業推進部門等において、金融円滑化管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、信用リスク管理部門や顧客説明管理責任者等、営業推進部門等に金融円滑化に関する担当者を配置し、金融円滑化管理責任者と連携させる等の工夫をしているか。⁸

④【外部委託先に対する金融円滑化の徹底】

取締役会等は、金融円滑化管理責任者を通じ、金融円滑化管理の必要性が存在する外部委託先⁹（以下本チェックリストにおいて単に「外部委託先」という。）において、金融円滑化管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。

⑤ (略)

⑥【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告

<p>事項を適切に設定した上で金融円滑化管理責任者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁷</p> <p>⑦【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】</p> <p>取締役会等は、内部監査部門に、金融円滑化管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁸</p> <p>⑧（略）</p> <p>脚注3 金融円滑化管理規程は、必ずしも一本化されていない場合や信用リスク管理規程等に統合されている場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、取締役会等の承認を受け、組織内に周知徹底され、金融円滑化の実効的な管理態勢が整備されているか否かを実証的に検証する。</p> <p>脚注4 金融円滑化管理責任者が信用リスク管理部門等他の部門の職員（管理者を含む。）を兼務する場合には、業務の規模・特性に応じてその態勢が合理的か否か、専任の管理責任者を置く場合と比して金融円滑化の観点から同等の機能が確保されているかに留意して検証する。また、例えば、複数の金融円滑化管理責任者を配置して管理させる態勢もありうるが、その場合には、管理全般に係る責任を複数の金融円滑化管理責任者が連帯して負う方法や、複数の金融円滑化管理責任者のうち管理全般に係る責任を負う者を定める方法により責任の所在が明確となっているかを検証する。</p> <p>脚注5 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか。</p> <p>脚注6 例えば、融資関連業務を委託しているコールセンターや銀行代理店など。</p> <p>脚注7 このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査</p>	<p>事項を適切に設定した上で金融円滑化管理責任者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。¹⁰</p> <p>⑦【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】</p> <p>取締役会等は、内部監査部門に、金融円滑化管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。¹¹</p> <p>⑧（略）</p> <p>脚注6 金融円滑化管理規程は、必ずしも一本化されていない場合や信用リスク管理規程等に統合されている場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、取締役会等の承認を受け、組織内に周知徹底され、金融円滑化の実効的な管理態勢が整備されているか否かを実証的に検証する。</p> <p>脚注7 金融円滑化管理責任者が信用リスク管理部門等他の部門の職員（管理者を含む。）を兼務する場合には、業務の規模・特性に応じてその態勢が合理的か否か、専任の管理責任者を置く場合と比して金融円滑化の観点から同等の機能が確保されているかに留意して検証する。また、例えば、複数の金融円滑化管理責任者を配置して管理させる態勢もありうるが、その場合には、管理全般に係る責任を複数の金融円滑化管理責任者が連帯して負う方法や、複数の金融円滑化管理責任者のうち管理全般に係る責任を負う者を定める方法により責任の所在が明確となっているかを検証する。</p> <p>脚注8 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか。</p> <p>脚注9 例えば、融資関連業務を委託しているコールセンターや銀行代理業者など。</p> <p>脚注10 このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査</p>
---	---

役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

脚注8 内部監査計画についてはその基本事項について承認すれば足りる。

3. (略)

II. 管理責任者による態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

(略)

1. 管理責任者の役割・責任

(1) 内部規程等の策定

① 【金融円滑化管理規程及び金融円滑化マニュアルの整備・周知】

(i) (略)

(ii) 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程に則り、債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善支援を含めた金融円滑化に係る手続き等に関し、対象となる顧客及び取引又は商品の範囲及びその管理の方法、確認すべき項目、手続き及び判断基準等を明確に定めた業務細則（以下「金融円滑化マニュアル」という。）を策定し、又は他の部門に策定させた上で内容の適切性について確認しているか。⁹

② 【金融円滑化管理規程の内容】

金融円滑化管理規程の内容は、業務の特性に応じ、金融円滑化の適切性の確保の必要性のある業務についての管理に必要な取決めを網羅し、管理を行うための組織体制、権限及び役割、方法等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の項目について、明確に規定されているか。

イ. 金融円滑化のための組織体制（金融円滑化管理部門又は金融円滑化管理担当者を設置している場合には、これらの権限と役割等を含む。）に関する取決め

ロ. 信用リスク管理部門が遵守すべき事項に関する取決め

役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

脚注11 内部監査計画についてはその基本事項について承認すれば足りる。

3. (略)

II. 管理責任者による態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

(略)

1. 管理責任者の役割・責任

(1) 内部規程等の策定

① 【金融円滑化管理規程及び金融円滑化マニュアルの整備・周知】

(i) (略)

(ii) 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程に則り、債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善支援を含めた金融円滑化に係る手続き等に関し、対象となる顧客及び取引又は商品の範囲及びその管理の方法、確認すべき項目、手続き及び判断基準等を明確に定めた業務細則（以下「金融円滑化マニュアル」という。）を策定し、又は他の部門に策定させた上で内容の適切性について確認しているか。¹²

② 【金融円滑化管理規程の内容】

金融円滑化管理規程の内容は、業務の特性に応じ、金融円滑化の適切性の確保の必要性のある業務についての管理に必要な取決めを網羅し、管理を行うための組織体制、権限及び役割、方法等を明確に定める等、適切に規定されているか。特に、以下の項目について、明確に規定されているか。

イ. 金融円滑化のための組織体制（金融円滑化管理部門又は金融円滑化管理担当者を設置している場合には、これらの権限と役割等を含む。）に関する取決め

ロ. 信用リスク管理部門が遵守すべき事項に関する取決め

- ハ. 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みの支援に関する取決め
- ニ. 顧客の事業価値を適切に見極める能力の向上に関する取決め
- ホ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客説明を行う者が遵守すべき事項に関する取決め
- ヘ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を行う者が遵守すべき事項に関する取決め
- ト. 金融円滑化の状況のモニタリングに関する取決め
- チ. 金融円滑化に関する必要な情報の共有に関する取決め
- リ. 金融円滑化に関係する部門等との間の連携・情報伝達に関する取決め
- ヌ. 取締役会等に対する報告に関する取決め
- ル. 中小企業金融円滑化法第6条を踏まえた取決め¹⁰

- ・ 中小企業者・住宅資金借入者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対応することに関する取決め

(新設)

(新設)

- ・ 中小企業者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた事業再生ADR解決事業者より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう努めることに関する取決め
- ・ 企業再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意の求めに対応することに関する取決め
- ・ 上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力すること

- ハ. 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みの支援に関する取決め
- ニ. 顧客の事業価値を適切に見極める能力の向上に関する取決め
- ホ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客説明を行う者が遵守すべき事項に関する取決め
- ヘ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を行う者が遵守すべき事項に関する取決め
- ト. 金融円滑化の状況のモニタリングに関する取決め
- チ. 金融円滑化に関する必要な情報の共有に関する取決め
- リ. 金融円滑化に関係する部門等との間の連携・情報伝達に関する取決め
- ヌ. 取締役会等に対する報告に関する取決め

(削除)

(削除)

ル. 債務者からの貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図ることに関する取決め

ヲ. 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ることに関する取決め

ワ. 債務者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた事業再生ADR解決事業者より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう適切に対応することに関する取決め

カ. 地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理若しくは処分をすることの同意の求めに適切に対応することに関する取決め

ヨ. 上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力すること

ことに関する取決め

・ 中小企業者からの貸付条件の変更等の申込み、中小企業者に係る事業再生ADR手続の実施依頼の確認、企業再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他の金融機関・政府系金融機関、信用保証協会等、中小企業再生支援協議会が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図ることに関する手続

・ 住宅資金借入者からの貸付条件の変更等について、その他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図ることに関する取決め

ヲ. 中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告に関する取決め

③【金融円滑化マニュアルの内容】

金融円滑化マニュアルの内容は、金融機関の営む業務の内容及び方法に応じた、金融円滑化に関する融資審査、顧客説明等に関する具体的な手続を網羅し、詳細かつ平易に規定されているか。特に、以下の項目について、明確に規定されているか。

イ. 新規融資や貸付条件の変更等に係る与信審査（貸付条件の変更等を行った後の資金供給等に関する適切な審査を含む。）に関する手続

ロ. 新規融資や貸付条件の変更等の申込みをした顧客の実態把握に関する手続

ハ. 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みの支援に関する手続

ニ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応の手続（相談・申込みの受付、相談・申込みの内容の確認の手続、相談・申込みの進捗管理、相談・申込みに関し顧客の納得を得るための対応、長期未済案件の発生防止及び相談・申込みが紛争となった場合の手続等）

ホ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込み時における記録の作成及び保管に関する手続（貸付条件の変更等の申込みを謝絶する場合は、謝絶に至った理由を可能な限り具体的に記録・保存するための手続を含む。）

ヘ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みについての情報を関連する部門へ伝達するための手続

ト. 中小企業金融円滑化法第6条を踏まえた手続¹¹

に関する取決め

(削除)

(削除)

(削除)

③【金融円滑化マニュアルの内容】

金融円滑化マニュアルの内容は、金融機関の営む業務の内容及び方法に応じた、金融円滑化に関する融資審査、顧客説明等に関する具体的な手続を網羅し、詳細かつ平易に規定されているか。特に、以下の項目について、明確に規定されているか。

イ. 新規融資や貸付条件の変更等に係る与信審査（貸付条件の変更等を行った後の資金供給等に関する適切な審査を含む。）に関する手続

ロ. 新規融資や貸付条件の変更等の申込みをした顧客の実態把握に関する手続

ハ. 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みの支援に関する手続

ニ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みへの対応の手続（相談・申込みの受付、相談・申込みの内容の確認の手続、相談・申込みの進捗管理、相談・申込みに関し顧客の納得を得るための対応、長期未済案件の発生防止及び相談・申込みが紛争となった場合の手続等）

ホ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込み時における記録の作成及び保管に関する手続（貸付条件の変更等の申込みを謝絶する場合は、謝絶に至った理由を可能な限り具体的に記録・保存するための手続を含む。）

ヘ. 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みについての情報を関連する部門へ伝達するための手続

(削除)

<p>・ <u>中小企業者・住宅資金借入者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対応するための手続</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>・ <u>中小企業者に係る事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう努めるための手続</u></p> <p>・ <u>企業再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意の求めに対応するための手続</u></p> <p>・ <u>上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力するための手続</u></p> <p>・ <u>中小企業者からの貸付条件の変更等の申込み、中小企業者に係る事業再生ADR手続の実施依頼の確認、企業再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他の金融機関・政府系金融機関、信用保証協会等、中小企業再生支援協議会が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図るための手続</u></p> <p>・ <u>住宅資金借入者からの貸付条件の変更等について、その他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図るための手続</u></p> <p>脚注 9 金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアルを分別する必要は必ずしもないことに注意する。金融機関によっては、顧客説明マニュアル等に一体化されている場合もある。また、商品や業務毎に分けた複数の金融円滑化管</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>ト. 債務者からの貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図るための手続</u></p> <p><u>チ. 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図るための手続</u></p> <p><u>リ. 債務者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた事業再生ADR解決事業者より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう適切に対応するための手続</u></p> <p><u>ヌ. 地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理若しくは処分をすることの同意の求めに適切に対応するための手続</u></p> <p><u>ル. 上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力するための手続</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>脚注 12 金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアルを分別する必要は必ずしもないことに注意する。金融機関によっては、顧客説明マニュアル等に一体化されている場合もある。また、商品や業務毎に分けた複数の金融円滑化管</p>
---	--

<p>理規程や金融円滑化マニュアルが存在する場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が明文化され、取締役会等の承認を受けた上、営業推進部門等に周知徹底され、金融円滑化を適切に実施できる態勢となっているか否かを検証する。</p>	<p>理規程や金融円滑化マニュアルが存在する場合もある。これらの形式にこだわらず、記載すべき事項が明文化され、取締役会等の承認を受けた上、営業推進部門等に周知徹底され、金融円滑化を適切に実施できる態勢となっているか否かを検証する。</p>
<p>脚注 10 本項目と他の項目を独立して定める必要は必ずしもないことに注意する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>脚注 11 本項目と他の項目を独立して定める必要は必ずしもないことに注意する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(2) 金融円滑化に係る管理の実施</p> <p>①【金融円滑化に係る管理態勢の整備】</p> <p>(i) 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアル及びその他金融円滑化に関する取決めを信用リスク管理部門や営業推進部門等金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させ、適切な金融円滑化を図るための態勢を整備し、その実効性を確保するための具体的施策を実施しているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 金融円滑化に係る管理の実施</p> <p>①【金融円滑化に係る管理態勢の整備】</p> <p>(i) 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアル及びその他金融円滑化に関する取決めを信用リスク管理部門や営業推進部門等金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させ、適切な金融円滑化を図るための態勢を整備し、その実効性を確保するための具体的施策を実施しているか。特に以下の項目を適切に実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対する適切な審査（貸付条件の変更等を行った後の資金供給等に関する適切な審査を含む。）が行われるための態勢の整備</u> ・ <u>債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みに関する支援の適切性を確保するための態勢の整備</u> ・ <u>顧客の事業価値を適切に見極めるための能力の向上を図るための態勢の整備</u> ・ <u>新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客説明の適切性・十分性を確保（融資謝絶時の対応の適切性・十分性の確保を含む。）するための態勢の整備</u> ・ <u>新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応の適切性・十分性を確保するための態勢の整備</u> ・ <u>債務者からの貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再</u>

<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図るための態勢の整備</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>・ <u>債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図るための態勢の整備</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>・ <u>債務者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた事業再生ADR解決事業者より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう適切に対応するための態勢の整備</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>・ <u>地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理若しくは処分をすることの同意の求めに適切に対応するための態勢の整備</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>・ <u>上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力するための態勢の整備</u></p>
<p><u>(新設)</u></p> <p>また、金融円滑化管理責任者は、関係業務部門及び営業店等に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、各部署における金融円滑化が適切に行われるよう管理しているか。</p> <p><u>(ii) 金融円滑化管理責任者は、中小企業金融円滑化法を踏まえ、中小企業者・住宅資金借入者からの貸付条件の変更等に関する相談・申込みについて、適切な対応が行えるよう必要な体制を整備しているか。特に以下の項目を適切に実施しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中小企業金融円滑化法第6条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項等の公表¹²</u> ・ <u>営業店の業績評価基準と中小企業金融円滑化法第6条に定める方針との整合性の確保</u> ・ <u>貸付条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための態勢整備</u> 	<p>・ <u>営業店の業績評価基準と金融円滑化管理方針との整合性の確保</u></p> <p><u>(ii) 金融円滑化管理責任者は、関係業務部門及び営業店等に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、各部署における金融円滑化が適切に行われるよう管理しているか。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

<ul style="list-style-type: none"> 本部への貸付条件の変更等に係る独立した苦情相談窓口の設置及び営業店等において貸付条件の変更等に係る苦情相談を受け付ける態勢の整備¹³ 貸付条件の変更等を行った後において、経営改善努力を行っている取引先に対して継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援を行うなどの対応が適切に行われるための態勢整備 	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>②～③ (略)</p> <p>④【中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告態勢】 金融円滑化管理責任者は、中小企業金融円滑化法に基づく開示や当局への報告について、適切なものとなっているか確認しているか。</p> <p>⑤【信用リスク管理部門等との連携】 (略)</p> <p>⑥【指導・監督】 (略)</p> <p>⑦【研修等による周知徹底】 (略)</p> <p>⑧【取締役会等への報告態勢】 (略)</p> <p>⑨【監査役への報告態勢の整備】 (略)</p>	<p>②～③ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>④【信用リスク管理部門等との連携】 (略)</p> <p>⑤【指導・監督】 (略)</p> <p>⑥【研修等による周知徹底】 (略)</p> <p>⑦【取締役会等への報告態勢】 (略)</p> <p>⑧【監査役への報告態勢の整備】 (略)</p>
<p>脚注 12 当該事項等は、金融円滑化管理方針等と整合的なものとなっているか検証する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>脚注 13 既存の顧客相談窓口に貸付条件の変更等に関する苦情相談を受け付ける窓口を設置することでも差し支えない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

(略)

1. 共通

① 【与信審査・与信管理】

(新設)

(i) 金融円滑化管理規程や金融円滑化マニュアルについては、特に以下の項目について配慮しているか。

(略)

(ii) 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みへの支援を積極的に行っているか。

(iii) 顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、例えば、財務諸表等の表面的な計数や特定の業種であることのみに基づいて判断する等、機械的・画一的な判断を行うのではなく、顧客の事情をきめ細かく把握した上で対応しているか。

(iv) 顧客の技術力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視せず、担保や個人保証に過度に依存した対応を行っていないか。例えば、顧客の事業価値やキャッシュフローの見通し等を適切に検討することなく、融資額が不動産担保の処分可能見込額を超えるといった理由のみで融資を謝絶又は減額していないか。また、過度に厳しい不動産担保の処分可能見込額のみを根拠として、融資を謝絶又は減額していないか。さらに、担保価値の減少等を理由として、相当の期間を設けることなく、顧客の実情にそぐわない追加担保・保証を要求していないか。

(v) 顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、顧客の実情にそぐわない担保・保証の要求、貸付条件の提示、金利の引上げ等を行っていないか。

(vi) 債務者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、何ら検討を行うことなく直ちに債権売却を行う等といった不適切な対応を行っていないか。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

(略)

1. 共通

① 【与信審査・与信管理】

(i) 顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みについて、金融円滑化管理方針等に基づき適切に対応しているか。

(ii) 金融円滑化管理規程や金融円滑化マニュアルについては、特に以下の項目について配慮しているか。

(略)

(iii) 債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みへの支援を積極的に行っているか。

(iv) 顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、例えば、財務諸表等の表面的な計数や特定の業種であることのみに基づいて判断する等、機械的・画一的な判断を行うのではなく、顧客の事情をきめ細かく把握した上で対応しているか。

(v) 顧客の技術力・成長性等や事業そのものの採算性・将来性を重視せず、担保や個人保証に過度に依存した対応を行っていないか。例えば、顧客の事業価値やキャッシュフローの見通し等を適切に検討することなく、融資額が不動産担保の処分可能見込額を超えるといった理由のみで融資を謝絶又は減額していないか。また、過度に厳しい不動産担保の処分可能見込額のみを根拠として、融資を謝絶又は減額していないか。さらに、担保価値の減少等を理由として、相当の期間を設けることなく、顧客の実情にそぐわない追加担保・保証を要求していないか。

(vi) 顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、顧客の実情にそぐわない担保・保証の要求、貸付条件の提示、金利の引上げ等を行っていないか。

(vii) 債務者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対し、何ら検討を行うことなく直ちに債権売却を行う等といった不適切な対応を行っていないか。

(vii) 貸付条件の変更等を行った債務者について、債務者の実態を十分に把握した上で、適切な資金供給を行っているか。貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを謝絶していないか。

(viii) 顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを謝絶する場合（顧客自らが取り下げられる場合も含む。）や顧客の申込みと相違する条件で融資する場合は、その理由を具体的に記録・保存しているか。

(ix) 延滞が発生した債務者について、延滞発生原因の把握・分析を行い、適時に相談・助言を行うなどにより延滞長期化の未然防止に取り組んでいるか。

(x) 保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢を整備しているか。

(xi) 問題債権の売却・流動化に当たっては、原債務者の保護に配慮し、債務者等を圧迫し又はその業務の平穏を害するような者に対して譲渡しない態勢を整備しているか。

(xii) シンジケートローン等について、コベナンツを機械的・形式的に取り扱っていないか。例えば、コベナンツに抵触した場合であっても、借り手企業の経営実態や再建可能性について十分検討することなく、直ちに債務償還等を要求していないか。また、コベナンツの変更・猶予に関する企業からの相談には適切に対応しているか。特に、シンジケートローンにおいては、関係金融機関と協力して一体的な対応に努めているか。

(x iii) 当局が定める金融検査マニュアルや当局が行う金融検査を理由に、新規融資の謝絶や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行っていないか。

(新設)

(viii) 貸付条件の変更等を行った債務者について、債務者の実態を十分に把握した上で、適切な資金供給を行っているか。貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを謝絶していないか。

(ix) 顧客からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを謝絶する場合（顧客自らが取り下げられる場合も含む。）や顧客の申込みと相違する条件で融資する場合は、その理由を具体的に記録・保存しているか。

(x) 延滞が発生した債務者について、延滞発生原因の把握・分析を行い、適時に相談・助言を行うなどにより延滞長期化の未然防止に取り組んでいるか。

(xi) 保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢を整備しているか。

(xii) 問題債権の売却・流動化に当たっては、原債務者の保護に配慮し、債務者等を圧迫し又はその業務の平穏を害するような者に対して譲渡しない態勢を整備しているか。

(x iii) シンジケートローン等について、コベナンツを機械的・形式的に取り扱っていないか。例えば、コベナンツに抵触した場合であっても、借り手企業の経営実態や再建可能性について十分検討することなく、直ちに債務償還等を要求していないか。また、コベナンツの変更・猶予に関する企業からの相談には適切に対応しているか。特に、シンジケートローンにおいては、関係金融機関と協力して一体的な対応に努めているか。

(x iv) 当局が定める金融検査マニュアルや当局が行う金融検査を理由に、新規融資の謝絶や資金回収を行うなどの不適切な取扱いを行っていないか。

(x v) 他の金融機関等（政府系金融機関等を含む。）から借入れを行っている債務者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、守秘義務に留意しつつ、当該債務者の同意を前提に、当該他の金融機関等（信用保証協会等が関係している場合には、信用保証協会等を含む。）間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携を図るよう適切に対応しているか。特に、貸付残高の多い金融機関は、貸付条件の変更等に係る情報の確認を積

<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>極的に行うなど、緊密な連携を図るよう適切に対応しているか。</u></p> <p><u>(x vi) 貸付条件の変更等の申込みを受けた他の金融機関等（政府系金融機関等及び信用保証協会等を含む。）から当該申込みを行った債務者の貸付条件の変更等に係る情報について照会を受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、当該債務者の同意を前提に、これに応じるよう適切に対応しているか。特に、貸付残高の多い金融機関は、貸付条件の変更等に係る情報の照会に積極的に応じるよう適切に対応しているか。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(x vii) 債務者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合であって、他の金融機関等（政府系金融機関等を含む。）が当該債務者に対して貸付条件の変更等に応じたことが確認できたときは、当該債務者の事業についての改善又は再生の可能性等、当該他の金融機関等が貸付条件の変更等に応じたこと等を勘案しつつ、金融円滑化管理方針等に基づき、貸付条件の変更等に応じるよう適切に対応しているか。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(x viii) 上記 (x v) から (x vii) については、独占禁止法違反行為とならないよう留意しているか。特に以下の点に留意しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 金融機関等（政府系金融機関等及び信用保証協会等を含む。）間で情報の確認を行う際には、個別の申込み案件毎に行うこと</u> <u>・ 金融機関等（政府系金融機関等及び信用保証協会等を含む。）間で情報の確認を行う際には、個別の申込み案件に係る事項に限り取り扱うこと</u> <u>・ 貸付条件の変更等を実行するか否かの最終的な判断は、各金融機関の責任において行うこと</u>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(x ix) 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図るよう適切に対応しているか。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(x x) 地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理若しくは処分をすることの同意の求めについて、金融円滑化管理方針等に基づき適切に対応しているか。また、当該同意に係る事業再生計画について、金融円滑化管理方針等に基づき貸付条件の変更等、適切に協力しているか。</u></p>
<p>②【顧客説明等】</p>	<p>②【顧客説明等】</p>

(i) ~ (iv) (略)

(新設)

(新設)

③【中小企業金融円滑化法への対応】

(i) 中小企業者からの新規融資、中小企業者・住宅資金借入者からの貸付条件の変更等について、方針等に基づき適切に対応しているか。

(ii) 中小企業者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた事業再生ADR解決事業者より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があったときは、迅速な紛争解決のため、方針等に基づき適切に当該依頼をしているか。

(iii) 企業再生支援機構からの債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意の求めについて、方針等に基づき適切に対応しているか。また、当該同意に係る事業再生計画について、方針等に基づき貸付条件の変更等、適切に協力しているか。

(iv) 他の金融機関（中小企業金融円滑化法第4条第4項第1号に規定する日本政策金融公庫その他これらに類する者として主務省令で定めるもの（以下「公庫等」という。）を含む。）から借入れを行っている中小企業者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、守秘義務に留意しつつ、当該中小企業者の同意を前提に、当該金融機関（同項第2号に掲げる者（以下「信用保証協会等」という。）が関係している場合には、信用保証協会等を含む。）間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携を図るよう努めているか。特に、貸付残高の多い金融機関は、貸付条件の変更等に係る情報の確認を積極的に行うなど、緊密な連携を図るよう最大限努めているか。

(v) 貸付条件の変更等の申込みを受けた他の金融機関（公庫等及び信用保証協会等を含む。）から当該申込みを行った中小企業者の貸付条件の変更等に係る情報について照会を受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、当該中小企業者の同意を前提に、これに応じるよう努めているか。特に、貸付残高の多い

(i) ~ (iv) (略)

(v) 債務者から事業再生ADR手続の実施の依頼を受けた事業再生ADR解決事業者より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があったときは、迅速な紛争解決のため、金融円滑化管理方針等に基づき適切に当該依頼をしているか。

(vi) 債務者から口頭で貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、当該申込みの内容を記録しているか。

(削除)

金融機関は、貸付条件の変更等に係る情報の照会に積極的に応じるよう努めているか。

(vi) 中小企業者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合であって、他の金融機関（公庫等を含む。）が当該中小企業者に対して貸付条件の変更等に応じたことが確認できたときは、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性、他の金融機関（公庫等を含む。）が貸付条件の変更等に応じたこと等を勘案しつつ、方針等に基づき、貸付条件の変更等の申込みに応じるよう努めているか。

(vii) 住宅資金借入者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合であって、中小企業金融円滑化法第5条第2項に規定する独立行政法人住宅金融支援機構その他これらに類する者として主務省令で定めるもの（以下「住宅金融支援機構等」という。）が当該住宅資金借入者に対して貸付条件の変更等に応じたことが確認できたときは、当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況、住宅金融支援機構等が貸付条件の変更等に応じたこと等を勘案しつつ、方針等に基づき、貸付条件の変更等を行うよう努めているか。

(viii) 上記（iv）から（vii）については、独占禁止法違反行為とならないよう留意しているか。特に以下の点に留意しているか。

- ・ 金融機関（公庫等、信用保証協会等及び住宅金融支援機構等を含む。）間で情報の確認を行う際には、個別の申込み案件毎に行うこと
- ・ 金融機関（公庫等、信用保証協会等及び住宅金融支援機構等を含む。）間で情報の確認を行う際には、個別の申込み案件に係る事項に限り取り扱うこと
- ・ 貸付条件の変更等を実行するか否かの最終的な判断は、各金融機関の責任において行うこと

(ix) 債務者から口頭で貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、当該申込みの内容を記録しているか。

④【中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告】

(i) 中小企業金融円滑化法に基づく開示は適切か。中小企業者・住宅資金借入者からの貸付条件の変更等の実施状況及び体制の状況を適切に開示しているか。

(ii) 中小企業金融円滑化法を踏まえ、中小企業者・住宅資金借入者からの貸付

(削除)

条件の変更等の実施状況及び体制の状況について、当局に適切に報告しているか。

(iii) 債務者から貸付条件の変更等の申込みがあった案件のうち謝絶・取下げに至った案件の理由等に関する当局への報告に誤りがないか。

2. 中小・零細企業等向け融資

① (略)

② 【取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等】

(i) 中小・零細企業等である債務者については、その特色を踏まえてきめ細かな与信管理等を行っているか。例えば、以下のような対応を行っているか。

- ・ 継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。
- ・ きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。¹⁴
- ・ ビジネスマッチングやM&Aに関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいるか。
- ・ ライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた各段階においてきめ細かい支援に取り組んでいるか。
- ・ 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底に取り組んでいるか。

なお、ライフサイクルに応じた各段階におけるきめ細かい支援や、中小企業に適した資金供給手法の徹底の取組みの検証に当たっては、金融機関の規模や特性を踏まえつつ、以下の例示を参考として検証する。

(参考1) ライフサイクルに応じた各段階におけるきめ細かい支援の具体的な手法例

- ・ 特定認証ADR機関による裁判外紛争解決手続を活用した特定調停手続
- ・ 中小企業再生支援協議会の活用（全国組織の活用）

2. 中小・零細企業等向け融資

① (略)

② 【取引先である中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み等】

(i) 中小・零細企業等である債務者については、その特色を踏まえてきめ細かな与信管理等を行っているか。例えば、以下のような対応を行っているか。

- ・ 継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。
- ・ きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。¹³
- ・ ビジネスマッチングやM&Aに関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいるか。
- ・ ライフサイクル（創業・新事業支援、経営改善支援、事業再生、事業承継）に応じた各段階においてきめ細かい支援に取り組んでいるか。
- ・ 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底に取り組んでいるか。

なお、ライフサイクルに応じた各段階におけるきめ細かい支援や、中小企業に適した資金供給手法の徹底の取組みの検証に当たっては、金融機関の規模や特性を踏まえつつ、以下の例示を参考として検証する。

(参考1) ライフサイクルに応じた各段階におけるきめ細かい支援の具体的な手法例

- ・ 事業再生ADR解決事業者による裁判外紛争解決手続を活用した特定調停手続
- ・ 地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業再生支援協議会の活用

<ul style="list-style-type: none"> ・ 整理回収機構の企業再生スキームの活用 ・ 中小企業基盤整備機構のファンドをはじめとする各種ファンドの活用 ・ DES、DDSの活用 ・ アップサイドの取れる、新株予約権付融資や償還条件付DES等の活用 ・ 信用保証制度の適切な活用も踏まえたDIPファイナンスの活用 <u>(新設)</u> ・ 商工会議所が実施している人材紹介事業等との連携 ・ 金融機関間での団塊世代の退職者の活用 ・ 産学官の連携 ・ 経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み ・ 一度経営に失敗した企業が再挑戦を行う際に、残債が存在する場合でも対象とする信用保証制度の活用 ・ コンサルタント能力・態勢の強化やビジネスマッチング等で、自らの情報機能やネットワーク（地方公共団体、商工会議所、商工会、他金融機関等）を活用した支援 ・ 国、地方公共団体との連携による中小企業施策の活用 ・ 地域の情報ネットワークを活用しつつ、法務、財務、税務等の外部専門家と連携した取組み ・ 相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援 <p>(参考2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底に係る具体的な手法例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワーク等の非財務の定性情報評価を制度化した、知的資産経営報告書の活用 ・ 会計参与制度の活用や「中小企業の会計に関する指針」、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及 ・ 経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み ・ 動産・債権譲渡担保融資（例：売掛債権、貿易債権を活用したもの）、ABL（Asset Based Lending）等の活用 ・ 様々なコバナンツの活用（債務者企業に契約で定められた事項の報告義務を課すもの、停止条件付き連帯保証（事業や経営状況の報告義務を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整理回収機構の企業再生スキームの活用 ・ 中小企業基盤整備機構のファンドをはじめとする各種ファンドの活用 ・ DES、DDSの活用 ・ アップサイドの取れる、新株予約権付融資や償還条件付DES等の活用 ・ 信用保証制度の適切な活用も踏まえたDIPファイナンスの活用 ・ <u>認定経営革新等支援機関との連携</u> ・ 商工会議所が実施している人材紹介事業等との連携 ・ 金融機関間での団塊世代の退職者の活用 ・ 産学官の連携 ・ 経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み ・ 一度経営に失敗した企業が再挑戦を行う際に、残債が存在する場合でも対象とする信用保証制度の活用 ・ コンサルタント能力・態勢の強化やビジネスマッチング等で、自らの情報機能やネットワーク（地方公共団体、商工会議所、商工会、他金融機関等）を活用した支援 ・ 国、地方公共団体との連携による中小企業施策の活用 ・ 地域の情報ネットワークを活用しつつ、法務、財務、税務等の外部専門家と連携した取組み ・ 相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援 <p>(参考2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底に係る具体的な手法例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワーク等の非財務の定性情報評価を制度化した、知的資産経営報告書の活用 ・ 会計参与制度の活用や「中小企業の会計に関する指針」、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及 ・ 経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み ・ 動産・<u>売掛金</u>担保融資（例：売掛債権、貿易債権を活用したもの）、ABL（Asset Based Lending）等の活用 ・ 様々なコバナンツの活用（債務者企業に契約で定められた事項の報告義務を課すもの、停止条件付き連帯保証（事業や経営状況の報告義務を
--	--

課す等のコベナンツを付し、当該コベナンツ違反を停止条件として代表者に連帯保証を求めるもの)等)

- ・ 中小企業基盤整備機構のファンド等、公民の各種ファンドの活用・アップサイドの取れる投融資手法 (メザニン投融資、新株予約権付融資等)
- ・ 地域企業への投資を組み込んだ、いわゆるご当地投信の活用
- ・ CLOの活用
- ・ シンジケートローンの活用

(新設)

(新設)

課す等のコベナンツを付し、当該コベナンツ違反を停止条件として代表者に連帯保証を求めるもの)等)

- ・ 中小企業基盤整備機構のファンド等、公民の各種ファンドの活用・アップサイドの取れる投融資手法 (メザニン投融資、新株予約権付融資等)
- ・ 地域企業への投資を組み込んだ、いわゆるご当地投信の活用
- ・ CLOの活用
- ・ シンジケートローンの活用

(ii) 個々の債務者の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、債務者に密着して、債務者の経営課題に応じた最適なソリューションを、債務者の立場に立って提案し、実行支援しているか。その際、関係する他の金融機関等 (政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。)がある場合には、当該他の金融機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう適切に対応しているか。

(iii) 当該金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点で踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家 (税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等)、外部機関 (地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、中小企業再生支援協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等)、他の金融機関等と連携できるよう、本部や営業店等において連携態勢の整備に適切に対応しているか。特に、債務者が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。主たる取引金融機関として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して債務者の事業再生支援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか。特に、主たる取引金融機関は、仮に債務者の事業再生が困難であると判断をするに際しては、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえているか。また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう適切に対応しているか。¹⁴

(ii) 経営改善支援先については、経営改善計画の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて経営相談・経営指導等を行う等、経営改善に向けた働きかけを行っているか。

(iii) 短期貸付の更新継続をしている貸出金（手形貸付を含む。）について、更なる借換えを行えば貸出条件緩和債権に該当する場合、安易に顧客の要望を謝絶することなく、適切に経営改善計画等の策定支援等を行っているか。

(iv) 債務者が大部で精緻な経営改善計画等を策定していないことを理由に、貸付条件の変更等の申込みを謝絶していないか。

③【信用保証制度への対応】

(i) ~ (vii) (略)

(viii) 信用保証協会の保証なしでは金融機関が貸付条件の変更等に応じることが困難であると判断する場合において、債務者が条件変更対応保証の利用を希望するときは、債務者の事業についての改善又は再生の可能性を説明する文書を作成し、信用保証協会に対して交付しているか。また、条件変更対応保証の利用に先立って、債務者の事業についての改善又は再生に向けて適切な検討を行うなど、その制度の趣旨を踏まえた対応がなされているか。

(ix) 条件変更対応保証が付保された債権の期限の利益の喪失に関する信用保証協会との協議において、請求喪失事由が中小企業者の経営や事業の実態に照らして合理的であるか等を判断するため、信用保証協会から情報提供の要請があった場合には、適切な情報の提供に努めているか。

脚注 14 債務者が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するに当たっては、当該債務者に対し、「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」の活用を促していくことも有効である。

(新設)

(iv) 経営改善支援先については、経営改善計画の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて経営相談・経営指導等を行う等、経営改善に向けた働きかけを行っているか。

(v) 短期貸付の更新継続をしている貸出金（手形貸付を含む。）について、更なる借換えを行えば貸出条件緩和債権に該当する場合、安易に顧客の要望を謝絶することなく、適切に経営改善計画等の策定支援等を行っているか。

(vi) 債務者が大部で精緻な経営改善計画等を策定していないことを理由に、貸付条件の変更等の申込みを謝絶していないか。

③【信用保証制度への対応】

(i) ~ (vii) (略)

(削除)

(削除)

脚注 13 債務者が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するに当たっては、当該債務者に対し、「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」の活用を促していくことも有効である。

脚注 14 具体的な連携先は、各金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものである。金融機関に対し、括弧内に例示している先全てと連携するよう求めるものではなく、またこれら以外の先との連携を排除するものではないことに留意する必要がある。また、金融機関が保有する債務者の経営に関する

3. (略)	情報を連携先と共有する場合には、債務者の同意が前提となることに留意する必要がある。
--------	---